

急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設定期点検業務委託積算基準

1 適用範囲および留意事項

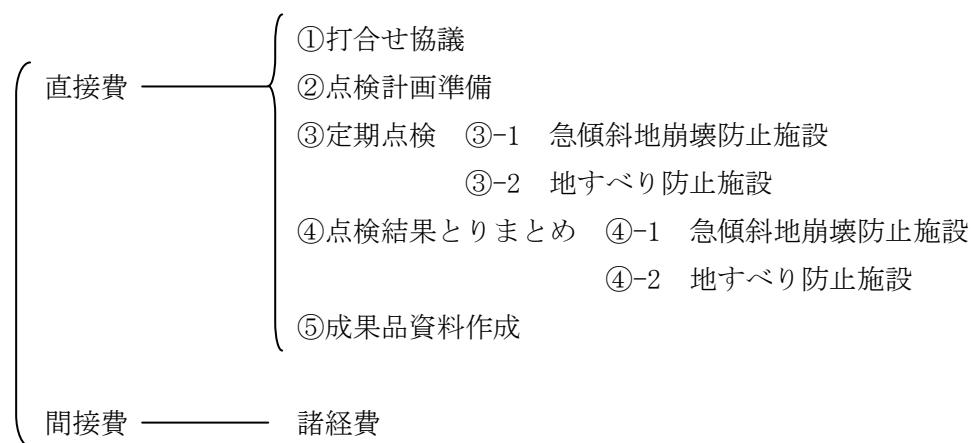
1) 適用範囲

広島県が管理するすべての急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設に適用する。

2 急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設定期点検業務

(1) 歩掛の構成

本歩掛の構成は以下のとおりである。



3 業務内容

①打合せ協議

打合せ協議の歩掛は下表を標準とする。

打合せ協議は、着手時、中間及び納品時の計3回とする。

○打合せ協議

(1 業務当り)

	数量 (人)
測量主任技師	1.00
測量技師	1.50
測量技師補	0.50

②点検計画準備

業務着手に先立ち、業務の方針、実施スケジュールを検討し、業務計画書を作成するとともに、作業の諸準備を実施する。点検計画準備の歩掛は下表を標準とする。

○点検計画準備

(1 箇所当り)

	数量 (人)
測量技師	0.10
測量技師補	0.10
測量助手	0.20

③定期点検

事前に作成した点検計画をもとに、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の現場点検を行い、点検調書の記入等を行う。定期点検の歩掛は下表を標準とする。

○急傾斜地崩壊防止施設定期点検

(1箇所当り)

	数量(人)
測量技師補	0.20
測量助手	0.20

○地すべり防止施設定期点検

(1箇所当り)

	数量(人)
測量技師補	1.00
測量助手	1.00

④点検結果取りまとめ

定期点検時に記入した定期点検調書の確認・照査、撮影写真の確認等を行う。点検結果取りまとめの歩掛は下表を標準とする。

○点検結果取りまとめ(急傾斜地崩壊防止施設)

(1箇所当り)

	数量(人)
測量技師補	0.20
測量助手	0.20

○点検結果取りまとめ(地すべり防止施設定期点検)

(1箇所当り)

	数量(人)
測量技師補	0.50
測量助手	0.50

⑤成果品資料作成

定期点検業務の成果品を作成する。成果品資料作成の歩掛は下表を標準とする。

○成果品資料作成

(1箇所当り)

	数量(人)
測量技師	0.13
測量技師補	0.13
測量助手	0.13